

令和5年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

令和5年3月27日 開会

令和5年3月27日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

令和5年第3回教育委員会定例会

令和5年3月27日（月）

午後3時30分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第9号 令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年3月分）について

報告第10号 北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について

報告第11号 新十津川町外国青年就業要綱の一部改正について

報告第12号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について

報告第13号 新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について

報告第14号 令和4年度新十津川町一般会計補正予算（第12号）について

報告第15号 令和5年度新十津川町一般会計予算について

5 議案審議

議案第4号 新十津川町教育委員会規則で定める申請等における押印の特例に関する規則の制定について

議案第5号 第8期新十津川町社会教育実施計画の決定について

議案第6号 新十津川町生涯スポーツ推進計画の変更について

議案第7号 新十津川町スポーツ推進委員の委嘱について

6 その他

7 閉会

○ 出席委員（5名）

久保田 純 史

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

高 桑 祥 代

○ 欠席委員（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	鎌田章宏
主幹	横山芳徳
学校教育グループ長	石井秀紀

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、ただいまより、令和5年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎横山主幹

それでは、お手元に配付しております行事報告について、主な行事についてご説明申し上げます。対象期間は、2月8日から本日3月27日までとなっております。2月14日、令和4年度北海道子どもかるた大会空知地区予選会で優勝した小学生の新十津川魁チームと中学生の新十津川町天下布武チームが出場報告で来庁されております。2月19日に札幌市定山溪で全道大会が開催されまして、中学生チームは惜しくも1回戦敗退となりましたが、小学生チームが見事優勝しております。2月21日、新十津川町青年道外研修が2月23日から25日の日程で3年ぶりに実施されることとなり、研修団が挨拶のため役場に来庁しております。今回は、新十津川町青年協議会会員5名が奈良県十津川村を訪問し、十津川村の歴史を学び、また、十津川村青年との交流を深めて帰町しております。来年度は十津川村青年の訪問を受け入れる予定となっております。3月8日でございます。町女性団体連絡協議会が永年にわたる地域活動により空知管内実践表彰、新十津川中学校3年生の山森さほさんがスラックラインの全国的な活躍により空知管内輝く児童生徒表彰を受賞し、当日、表彰伝達式が行われております。3月21日、そっち岳スキー場が今シーズンの営業を終了いたしました。実績について報告させていただきます。今年度の営業期間は、12月8

日から3月21日までの101日間となっております。コロナ禍の前年度59日間からですね、通常営業に戻ってございます。リフトの乗車人数は236,806人、前年度比125%、人数は47,703人の増となっております。リフト券の売り上げは11,587,170円、121%の増ということで、前年比でいきますと1,999,230円の増となりました。3月22日、第7回第8期新十津川町社会教育実施計画策定委員会を開催し、計画案の策定が全7回の会議をもって完了いたしました。また、並行して新十津川町生涯スポーツ推進計画の変更作業も取り進めました。計画案につきましては、本日、議案として提出させていただいております。最後に各種大会の報告でございます。ピアノの第13回日本バッハコンクール全国大会におきまして、新十津川小学校5年の伊東未織さんが金賞、6年生の佐藤花さんが銀賞を受賞しております。以上、行事報告とさせていただきます。また、今回、委員の皆様のお手元に町の定例議会で報告しております教育行政報告、昨年の第2回定例会から先日開催されております令和5年第1回定例会までの分の、教育行政報告をお配りさせていただいております。これまでの行事の報告、大会の関係の成績など、普段私から報告させていただいている詳細が載っておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。なお、次年度、令和5年度以降は、定例会が終了しましたら、直後の定例教育委員会でこちらの行政報告を逐次配付させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。私から以上です。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第9号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年3月分)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書3ページをお開き願います。一覧表をご覧ください。小学校の異動はなく327人、中学校は2年生女子が1人増で34人、2年生の計54人、中学校全体で152人の在籍で1人増でございます。小学校327人、中学校152人、合わせて479人の在籍で1人増でございます。特別支援につきましては異動はございませんでした。以上、報告第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第9号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号令和4年度町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年3月分）については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第10号北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書5ページをお開き願います。改正内容を説明いたします。6ページの新旧対照表を併せてご覧ください。第2条負担金の第7項の次に第8項として、「その他教育長が必要と認める経費」を加えるものでございます。附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行いたします。以上、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

（「なし」という声あり。）

◎久保田教育長

報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号北海道新十津川農業高等学校教育振興会負担金交付要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号新十津川町外国青年就業要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。本町は、一般財団法人自治体国際化協会のJETプログラムの参加者から外国語指導助手ALTを招へいしております。また、町は、その協会の任用規則案、そちらをもとに就業要綱を定め、ALTを任用しております。今回は、協会の任用規則案が改正されたため、町で定める本要綱を改正するものでございます。改正の主な内容を説明いたします。8ページから11ページの新旧対照表も併せてご覧ください。第14条の特別休暇に関しまして、育児、介護に関する第1項第5号、第9号、第10号、第14号中の文言の一部修正と、第17号に骨髄移植に伴う検査、提供に係る期間を新たに加えてございます。議案7ページに戻りまして、附則としまして、この要綱は、令和5年4月1日から施行いたします。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第11号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号新十津川町外国青年就業要綱の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書13ページをお開き願います。本要領の一部改正は、北海道教育委員会の要領の一部改正に伴うもので、対象業務として、指導要録の作成業務、学期末の評価業務を加えるものでございます。改正の主な内容を説明いたします。15ページから17ページの新旧対照表も併せてご覧ください。第2条第17号に、「指導要録の作成業務、学期末の評価業務、学校教育法施行規則に規定される指導要領の作成に必要な業務及び学期末に行う児童生徒の学習状況等について保護者に対して伝達するものの作成に必要な業務に関し、校長が指定する期間内に行う必要がある業務をいう」、こちらの1号を加え、第3条第1項中の「及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者」を削る改正を行うものでございます。また、別記様式第1号につきましても関係か所を改正するものでございます。13ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この要領は、令和5年4月1日から施行いたします。以上、報告第12号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第12号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第12号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第13号新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書の19ページをお開き願います。保健福祉課が所管します本条例は、3人以上の子ど

もを養育している保護者に対し、第3子以降の子どもの子育てに係る経費の一部を負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって多子世帯の子育てを支援することを目的としてございます。対象の子に係る町内保育園の保育料、町内幼稚園の授業料及び給食費の一部又は全額を免除する内容でございます。改正内容につきましてご説明いたします。別紙としまして、20ページの町議会提出議案及び21ページ、新旧対照表を併せてご覧ください。20ページ下段の提案理由に記載のとおり、本条例につきましては、令和5年3月31日をもって失効することから、制定附則を改正して経過措置を設け、令和9年3月31日までの4年間、引き続き助成等を行う改正を行うこととしてございます。条例の改正に基づき、令和5年3月31日までに本条例の規程に基づき第3子以降の子に認定された児童生徒の給食費については、引き続き免除を行っていくものでございます。この条例改正につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月14日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上報告第13号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第13号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第13号新十津川町多子世帯子育て支援に関する条例の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第14号令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第12号)について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書23ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして、24ページから35ページとなります。今回の補正予算につきましては、入札執行残や年度末の実績見込みにより不用となる予算の減額やコロナの影響による事業の中止による減額が主な内容でございます。増額するもの、また、金額が大きいなど特徴的なものについてのみ説明をさせていただきます。また、36ページ、37ページに掲載しております歳出一覧表も併せてご覧いただければと思います。まず26ページ、27ページをお開きください。10款1項2目事務局費につきましては、3番、育英事業2,476,000円の減額につきましては、新規貸付、入学金貸付人数が減ったことによる減額でございます。次に2項1目小学校、学校管理費につきましては、2番、小学校空調設備整備事業2,068,000円の減額は、工事完了による減額、3番、小学校校舎等維持管理事業107,000円の減額は、乗用芝刈機購入完了による減額でございます。次に2目教育振興費につきましては、1番、小学校教育推進事業3,666,000円の減額は、道教委、北海道教育委員会の時間講師の措置が可能となったため、時間講師1人分の不用額が主なものでございます。28ページ、29ページをお開きください。4番、小学校就学援助事業1,500,000円の減額につきましては、認定者数の減によるものでございます。次に3項1目中学校費、学校管理費につきましては、6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事

業2,585,000円の減額は、中学校体育館トイレの改修工事の完了による減額でございます。
2目教育振興費につきましては、1番、中学校教育推進事業4,553,000円の減額は、小学校と同様に道教委の時間講師の措置が可能となったため、時間講師1人分の不用額が主なものでございます。6番、中学校就学援助事業1,100,000円の減額は、認定者数の減によるものでございます。30ページ、31ページをお開きください。4項1目社会教育総務費につきましては、9番、農村環境改善センター改修事業200,000円の減額は、3年度、4年度の2か年の継続費として実施した改修事業完了による減額でございます。13番、児童・生徒母村交流事業1,430,000円の減額につきましては、コロナの影響により事業を中止したことによる減額でございます。続きまして、2目文化振興費につきましては、32ページ、33ページをお開きください。2番、芸術鑑賞事業1,259,000円の減額は、小野リサコンサート、民謡コンサート、ワンワンとあそぼうショー、上方演芸会、スリールトリオコンサートの事業完了による減額でございます。この補正予算につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月14日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第14号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

◎久保田教育長

報告第14号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第14号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第14号令和4年度新十津川町一般会計補正予算(第12号)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第15号令和5年度新十津川町一般会計予算について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

それでは、議案書39ページをお開き願います。内容は別紙のとおりとしまして40ページから65ページまでとなります。なお、説明につきましては、2月に開催しました総合教育会議におきまして、令和5年度における重点施策について説明をしております、その新規及び重点施策の事業、また、事業内容や予算規模に大きく変更があったものを中心に説明をいたします。40ページ、41ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費のうち教育委員会所管事業の3番、総合健康福祉センター管理運営事務65,537,000円につきましては、総合健康福祉センターの施設運営に要する管理委託料、光熱水費、燃料費等のほか、ゆめりあホール等の管理運営業務委託料、ゆめりあホール吊物装置のマニラロープ交換修繕2,200,000円、3階階段ホールトップライトガラス取替修繕6,160,000円などを計上してございます。次に44ページ、45ページをお開き願います。10款1項2目事務局費につきましては、3番、育英事業25,097,000円は、貸付金として貸付実績を基礎とし、新規10人、継続12人分と、入学金は、令和5年度入学分と令和6年度入学分の貸付を見込み計上しております。また、新型コロナウイルスの経済支援対策として、貸付金の増額の特例期間を更に1年間延長する分として19

人分4,560,000円を計上し、合わせて19,320,000円を計上してございます。4番、新十津川農業高等学校等教育振興事業4,000,000円は、特色ある農業高校の教育推進及び魅力ある学校づくりへの支援として、遠距離通学生徒への通学費助成や農業クラブなどの各種大会活動、資格取得に対する支援分として計上しております。46ページ、47ページをお開き願います。次に2項1目小学校学校管理費につきましては、2番、小学校校舎等維持管理事業30,600,000円は、小学校の校舎等に係る暖房等の燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等に要する費用のほか、体育館バスケットゴールの修繕330,000円、A重油地下タンクの修繕2,123,000円を計上してございます。4番、小学校保健活動事業1,844,000円は、学校保健安全法に基づく学校医、学校歯科医、学校薬剤師の3名の報酬及び費用弁償、児童の検診委託料や保健室用の医薬材料、学校内での事故等に対応する災害共済掛金のほか、知能発達検査キットの購入費用161,000円を計上しております。6番、教員住宅維持管理事業22,913,000円は、教員住宅として管理する11戸に係る維持管理費用のほか、小学校の教員住宅のうち築年数35年経過の1棟3戸の住宅の解体費用22,077,000円を計上しております。48ページ、49ページをお開き願います。次に2目教育振興費につきましては、1番、小学校教育推進事業21,602,000円は、確かな学力の育成のため、教科担任講師1人、学習支援サポーター3人を配置するほか、小学6年生を対象に漢字検定の検定料の助成や、赤平市植松電機によるロケット教室、専門講師を招いての体育授業、小学4年生が北海道ボールパークFビレッジ内にオープンします農業学習施設、クボタアグリフロントの見学を実施します。ICT支援業務としては、GIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業務などで996,000円、オンラインAIドリルを導入する費用744,000円のほか、新聞記事のデータベース使用料64,000円を計上しております。2番、小学校特別支援教育事業10,103,000円は、特別支援学級支援員4人を配置する費用7,603,000円のほか、医療的ケアの必要な児童に係る訪問看護師等の委託料2,262,000円を計上しております。3番、小学校修学旅行等保護者負担軽減事業216,000円は、修学旅行を実施する際のコロナ対策としてバスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増加分を軽減する費用を計上しております。50ページ、51ページをお開き願います。3項1目中学校学校管理費につきましては、1番、中学校校舎等維持管理事業27,930,000円は、中学校の校舎等に係る暖房等の燃料費、光熱水費、修繕料、校務補業務の管理委託料等に要する維持管理費のほか、暖房ストーブ交換修繕費用2,530,000円、暖房機保守点検費用682,000円のほか、野球グラウンド側にあります屋外トイレの解体工事費用1,287,000円を計上しております。52ページ、53ページをお開き願います。3項2目教育振興費につきましては、1番、中学校教育推進事業17,940,000円は、学力向上に係る教育充実指導講師1人、学力向上推進講師2人、剣道指導員1人を引き続き配置するほか、体育のバドミントン授業を効率的に行うため、移動式バドミントン支柱の購入121,000円、ICT支援業務としては、小学校と同様にGIGAスクール構想に係るネットワーク保守やタブレット端末iPadの保守業務などで996,000円、オンラインAIドリル及び学習支援コンテンツの使用料578,000円、特設道徳やキャリア教育の講演を開催する負担金、修学旅行につきましては、震災体験学習プログラム費用の助成の継続と、保護者の負担軽減を図るための費用を計上しております。3番、外国青年招致事業9,440,000円は、外国語教育の充実及びリスニング能力の向上を図るため、英語指導助手2人分の費用のほか、7月で1人の任期が満了となるため、新たに1人を招致するため、帰国及び招致に係る費用を計上してございます。5番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業754,000円は、修学旅行等を実施する際のコロナ対策としてバスの台数を増やすことで生じる保護者負担金の増加分を軽減する費用を計上しております。54ページ、55ページをお開き願います。4項1目社会教育総務費につきましては、5番、体験学習推進事業130,000円は、令和2年度から令和

4年度の3年間、コロナにより開催できなかった通学合宿事業につきまして、事業見直しのため取りやめたことから480,000円減額となっております。6番、ふるさと学園大学運営事業1,682,000円は、概ね60歳以上の高齢者を対象に経験、知識等を活かした学習意欲の高揚及び社会参加並びに体力の維持増進に資する魅力あるカリキュラムを全8回、13講座の開催費用のほか、新たに学生の名札作成、学位授与者への名札ケースの贈呈、受講ポイントの付与に係る費用を計上しております。9番、農村環境改善センター管理事業17,611,000円は、農村環境改善センターの維持管理費用でございますが、周辺管理業務、除雪業務に係る委託料のほか、本年度から指定管理者への委託となることから指定管理料14,789,000円を計上しております。12番、児童・生徒母村交流事業1,877,000円は、母村の小中学生や地域の方々との交流を通じ、十津川村の歴史や伝統を学んでもらうため、小学5年生と中学生の合計28人を募集し、7月下旬に十津川村を訪問する費用を計上しております。13番、青年母村交流事業400,000円は、継続して実施している母村交流事業で、令和5年度は十津川村青年研修団の受入れに係る費用を計上しております。14番、青少年文化スポーツ元気事業2,300,000円は、子どもたちが心身ともに健康で明るく文化やスポーツ活動に取り組めるよう、8団体への活動支援とユニフォーム購入助成費用を計上しております。56ページ、57ページをお開き願います。2目文化振興費につきましては、1番、文化活動推進事業571,000円は、小学4年生を対象にアートの森を運営する団体に図画工作など創作体験の指導を委託する費用200,000円、町民文化祭、町民音楽祭に係る費用310,000円を計上しております。2番、芸術鑑賞事業5,000,000円は、町民に優れた音楽や文化芸能の鑑賞機会を提供する事業として、音楽協会主催で8月27日に加藤登紀子コンサート、文化協会1公演、教育委員会主催で10月9日にエリック・ミヤシロビックバンド in 新十津川などの公演費用として5,000,000円を計上しております。次に3目開拓記念館費につきましては、1番、開拓記念館管理運営事業2,608,000円は、受付業務委託料987,000円のほか、特別展開催に係る消耗品購入49,000円、パンフレットの増刷経費132,000円を計上しております。58ページ、59ページをお開き願います。次に4目図書館費につきましては、1番、図書館維持管理事業13,253,000円は、施設管理に係る光熱水費及び委託料のほか軒天及び事務所ブラインドの修繕費用367,000円、小型冷蔵庫購入費用62,000円を計上しております。2番、図書館運営事業31,745,000円は、図書館と学校図書室の包括業務委託費用26,981,000円のほか、蔵書資料購入費等4,764,000円を計上しております。3番、図書館利用促進事業459,000円は、図書館利用カードバーコードラベルの購入198,000円、インクジェットプリンター、LEDブラックライトパネル購入費161,000円を計上しております。4番、絵本ふれあい事業321,000円は、3、4か月児の乳幼児検診と2歳半児の検診の機会に絵本を贈呈している絵本ふれあい事業ファースト及びセカンドに関する費用を計上しております。次に5項1目保健体育総務費につきましては、2番、社会体育推進活動事業607,000円は、ピンネシリ登山マラソンの大会負担金を計上しております。3番、スポーツ体験学習推進事業711,000円は、スポーツ体験を通じてスポーツ活動のきっかけづくりとするため、文化スポーツ少年団のスポーツ教室や野球教室開催費用を計上しております。なお、令和5年度は、未就学児から小学生を対象に一般社団法人日本トップリグ連携機構に加盟のリーグに所属する又は所属していたトッペアスリートがボールを使う運動の楽しさや技術を指導するイベント「SOMPOボールゲームフェスタ2023」の開催地として決定をしております。内容は、午前幼稚園年長から小学校低学年までを対象に、の親子を対象にした「あそびバ!」を開催、午後小学校高学年を対象に「キッズチャレンジ」を開催するものでございます。1日で運動、遊び、ボールゲームを体験できるイベント、講師につきましては、「あそびバ!」、午前の「あそびバ!」に2人、午後の「キッズチャレンジ」に8人のトッペアスリートが参加してくれる予定のものでございます。

60ページ、61ページをお開き願います。7番、生涯スポーツ推進事業8,671,000円は、スポーツ協会のスポーツクラブに対する運営負担金の費用を計上しております。次に2目体育施設管理費につきましては、1番、そっち岳スキー場管理運営事業15,358,000円は、管理運営に要する消耗品費、光熱水費及び施設管理委託料を計上しております。2番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業57,360,000円は、指定管理委託料55,333,000円のほか、ピンネスタジアムのナイター照明のランプ及び安定器の取替修繕費用913,000円などを計上しております。62ページ、63ページをお開き願います。3目学校給食運営費につきましては、1番、学校給食センター管理運営事業33,706,000円は、給食センター施設の燃料費、電気料、機械設備の整備費及び保守点検委託料等のほか、厨芥機器ブロー取替修繕1,170,000円、破碎機漏水修繕514,000円、食缶洗浄機修繕562,000円のほか、スチームコンベクションオーブンの更新費用10,025,000円を計上しております。2番、学校給食提供事業90,399,000円は、町内の小学校、中学校、農業高校、幼稚園、雨竜小中学校、合計約1,000人の給食提供に係る消耗品費、光熱水費、賄材料費、手数料などのほか、賄材料費の物価上昇分として4,648,000円、調理員作業衣購入313,000円、食缶8個の更新435,000円、調理・洗浄業務等委託料27,781,000円などを計上してございます。この令和5年度予算につきましては、町議会第1回定例会に提出をし、3月16日に議決いただいておりますことを申し添えます。以上、報告第15号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第15号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

先ほどの補正予算の説明のところで、時間講師の給料について道教委のほうで面倒を見てくれるということで減額になったという説明があったかと思えますけれど、令和5年度の予算ではどんなふうになっていますか。

◎鎌田事務局長

令和5年度の予算につきましては、北海道教育委員会の対応がなかった場合の、町が対応する部分として1人分は小学校、中学校ともに計上をしております。

◎松倉委員

ということは、それがあらかどうかはっきりしたことは言えないということですか。

◎鎌田事務局長

予算は付けておりますが、人につきましては対応があるということで、また、令和4年度同様に最終、3月に減額するような形になろうかと思えます。以上です。

◎松倉委員

そういう仕組みになっているのですね。

◎久保田教育長

道費の退職人材は、道の予算が付くかどうか分からないですね。仮に道の予算が付かなくても町で予算を付けておいて、それで対応しますが、道の予算が付かなかったときに予算を町費で付けておかないと任用できないので、そういうことを想定した予算措置をしています。

道で予算措置してくれれば道が給料支出してくれますので、町の予算は減額するとそういう仕組みです。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第15号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第15号令和5年度新十津川町一般会計予算については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第4号新十津川町教育委員会規則で定める申請等における押印の特例に関する規則の制定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書67ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。行政手続きの簡素化を推進することにより、町民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、この規則の制定について議決を求めるものでございます。こちらにつきましては、提案理由にもあります町民の負担軽減及び利便性の向上を図るため、町民等から町の機関に対し提出される書類を対象として、全町的に行政手続きに係る押印等の必要性の検討を行い、各課において書類の洗出しを行ったところでございます。全町的には、押印を求めている手続き460件のうち425件の手続きの押印を廃止してございます。68ページに別紙を載せてございますのでこちらをご覧ください。こちらは、教育委員会所管分でございます。押印を求めている手続き38件ありまして、そのうち35件の手続きの押印を廃止しております。制定の内容を説明いたします。67ページにお戻りください。第1条につきましては、趣旨に関する規程としまして、この規則は、行政手続きの簡素化を推進することにより、町民の負担の軽減及び利便性の向上を図るため、新十津川町教育委員会の規則で定める申請、申込み、届出その他の手続きにおける押印の特例に関し、必要な事項を定めるものとするものでございます。第2条は、押印の省略に関する規程としまして、申請等において押印が必要とされているもののうち、委員会が別に定めるものについては、当該規則の規程にかかわらず、押印を省略することができるものとしてございます。附則としまして、この規則は、令和5年4月1日から施行いたします。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

押印省略でどんどん簡素化になって負担軽減ということではいいことだとは思いますが、ちょっと68ページとかの一覧で見ていると、いろいろな申請書とか誓約書とかも押印省略というようなことになっているのですが、何か押印じゃなくてサインとかそういうのではなくて全く、例えばパソコンで印刷した文書で名前とか、そういう形で書いて提出しても全部受け付けてもらえるような、本人じゃなくても受け付けてもらえるような感じになるってことですか。

◎鎌田事務局長

書類上は確かにそういったものもあるかと思えます。窓口に来られた方の本人確認ですか、やっていくものとやっていかないものというのはあるかと思えますけれども、確かに近藤委員おっしゃるようなケースもあることはあると思えます。

◎近藤委員

警察とか北海道のほうでも、そういう押印省略がどんどん広がってきていまして、何か自分も手続きしていて、これ大丈夫なのかなと思ったこともあったので、どんどん簡素化になることはいいことだとは思いますが、窓口に来られた方の本人確認もしっかりされているということだったと思うので、その辺もちょっとバランス取りつつ進めてほしいなと思えます。

◎鎌田事務局長

今の例の中でありました奨学金の部分につきましては、関係書類で印をもらうというようなものもありますので、まずそういったところでの確認等、また本人確認というのはこれまでに、より、より正確に行う必要があるのかなと考えております。

◎近藤委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号新十津川町教育委員会規則で定める申請等における押印の特例に関する規則の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号第8期新十津川町社会教育実施計画の決定について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書69ページをお開き願います。まず、第8期新十津川町社会教育実施計画の策定経緯としましては、第7期の計画が今年度に目標年次を迎えますことから、令和3年度に策定されました町の第6次総合計画の政策14に掲げます生涯学習の充実の目標達成に向け、社会教育委員を計画の策定委員として全7回の策定委員会を開催し、第8期社会教育実施計画を策定をいたしました。計画の概要について説明をいたします。別冊の実施計画をご覧ください。まず3ページ、4ページをお開きください。計画の目的につきましては、町民一人ひとりが充実した学びを習得し、生涯にわたり目標に向かうことのできる環境を整えることで、町の第6次総合計画の目標である未来を叶える学びがあるまちづくりの実現を目的といたします。本計画の計画期間につきましては、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。施策の体系につきましては、総合計画における実施施策をもとに、社会教育活動の推進に関する4つの領域と、文化活動の促進、スポーツ活動の促進に対応するそれぞれ1つの領域、合計6つの領域に分け、事業を展開してまいります。5ページをご覧ください。計画の位置付けとしまして、本計画は、国及び北海道の文教施策並びに町第6次総合計画及び第2期町教育の振興に関する施策の大綱と生涯学習推進の観点から整合性を図りつつ推進してまいります。続きまして、15ページ、16ページをお開き願います。重点目標としまして、「自ら学び、地域の中で心豊かに生きる」、「共に支え合う、仲間と地域と環境づくり」をキーワードとしまして、幼児期から高齢期まで生涯にわたる学習活動の展開と支援を進めるとともに、学びの成果を活かせる場と機会の充実に努め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すものとし、更には、本町の類い稀な郷土の歴史や伝統文化の継承と文化財の活用を図り、ふるさとへの誇りと愛着を持った人を育むことを重点目標といたします。各領域についてご説明をいたします。1つ目、社会の変化に対応した学習活動の提供でございます。町民による主体的な学習活動を推進するため、生涯を通じた学習活動の支援を行うとともに、青少年期における様々な体験活動や学習機会を提供します。主な取組みとしましては、多様化するオンラインコミュニケーションツール等を活用したオンラインによるコミュニケーションと対面によるコミュニケーションの効果的な組合せによる学習活動の支援。地域の人材や環境を活用した体験活動や世代間交流の推進。組織の維持が困難になりつつある社会教育団体への支援。ゆめりあ、改善センターなどが地域における学習活動の拠点としての整備としてございます。2つ目、青少年教育を推進する地域教育の充実でございます。家庭、地域、学校が互いに連携、協力し合い、地域における子どもの見守り体制の整備など、青少年の健全育成事業の充実を図ります。主な取組みとしましては、青少年健全育成町民会議とコミュニティ・スクールが一体となった社会全体での青少年教育の推進。青少年にかかわる悩みや相談を受け付ける専門職員の配置。子ども会活動など青少年団体の活動に対し、地域との連携や組織の改編など、子どもたちが活動を継続できるような支援の実施としてございます。17ページ、18ページをお開きください。3つ目、シニア世代の学習活動の支援でございます。仲間との交流を図りながら生活課題等に対応した学習活動を提供します。また、自らの人生で培ってきた豊かな経験や知識を活かしながら、心豊かな生活が送れるよう支援をします。主な取組みとしては、ふるさと学園大学などの生涯学習講座やゆめりあ部会などの仲間づく

り活動について情報発信を行う。学習活動が励みとなるような仕組みづくり、成果を広く発表できる場の確保、地域で行われている高齢者活動における教育と福祉の連携事業を実施することで、住んでいる地域から一歩外に広げるきっかけづくりに努めるとしてございます。4つ目、豊かな心を育む読書活動の推進でございます。幅広い年代が本に親しむ機会を増やし、心豊かに読書を楽しむことができるように、図書館の蔵書を充実し読書活動を推進します。主な取り組みとしましては、町子どもの読書活動推進計画第3期に基づいた子どもが読書に親しみながら成長していくための環境整備、図書館外における活動の充実、業務委託事業者と連携した利用者の興味、関心を引き寄せる仕掛け作りなどを行うとしております。19ページ、20ページをお開きください。5つ目、芸術・文化活動に親しむ機会の充実でございます。芸術・文化に触れる機会の提供と、町民が主体的に行っている芸術・文化活動の支援と成果を発表する場の充実に努めます。また、伝統文化や郷土芸能の保存、継承のため、活動団体への支援を行います。主な取り組みとしましては、誰もが気軽に芸術・文化に親しめる質の高い優れた芸術鑑賞機会の充実、芸術・文化活動を行う団体の活性化の支援と成果の発表機会の充実、獅子神楽や踊りなど、歴史と風土に根ざした伝統文化や郷土芸能の保存や活動の支援としてございます。最後6つ目、健康維持と技術力の向上を図るスポーツ活動の促進でございます。年齢や体力に応じた様々なスポーツに親しむ機会を提供をいたします。また、各種事業の開催やスポーツ団体の育成に取り組み、生涯スポーツの振興に努めます。老朽化しつつあるスポーツ施設については、計画的な整備を進めます。主な取り組みとしましては、主体的に1日1回の運動を目標とする1・1運動の普及促進、町生涯スポーツ推進計画に基づいたスポーツ環境づくり、幼少期からの多様なスポーツに触れる機会の充実や、トップアスリートによる指導など、町内競技者の技術力向上、指導者育成につながる競技スポーツの振興、町内競技者や競技団体に対する全道・全国大会出場費用の支援や、町内における協議会開催の支援を通じた競技人口の拡大と先週の競技力向上、スポーツ施設の長寿命化としてございます。以上が本計画の概要でございます。この計画に基づきまして、令和5年度から令和9年度までの5年間の社会教育事業の推進に取り組んでまいります。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

いいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第5号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第5第8期新十津川町社会教育実施計画の決定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号新十津川町生涯スポーツ推

進計画の変更について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書71ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。第8期町社会教育実施計画の策定にともなう、町生涯スポーツ推進計画の変更について、教育委員会の議決を求めるものでございます。変更理由につきまして説明をいたします。本計画は、スポーツ基本法第10条の規程に基づき、令和2年に策定しておりますが、計画期間が令和2年度から令和6年度までの5年間となっており、上位計画に当たる第7期社会教育実施計画の計画期間であります平成30年度から令和4年度とずれが生じておりました。本年度が第7期社会教育実施計画が終了年度を迎え、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第8期実施計画の策定年度であったことから、生涯スポーツ推進計画の計画期間及び方針等を社会教育実施計画と統一をし、効果的、効率的な計画の推進を図ることを目的に変更を行うものでございます。主な変更内容につきましては、別冊の推進計画案にてご説明をいたします。2ページ、3ページをお開き願います。令和2年度から令和6年度までとしていた生涯スポーツ推進計画の計画期間を3年延長して令和9年度までとし、第8期社会教育実施計画の終期と合わせるとともに、3ページに記載のスポーツ行政に関する現状と課題につきまして、第8期社会教育実施計画の内容に合わせて変更をいたしました。6ページ、7ページをお開きください。現在、本町の社会体育行政の中核を担う町スポーツ協会の支援と、現在は同協会が担当しております新十津川スポーツクラブの充実に関する事項を6ページに追加をしてございます。7ページには地域における子どものスポーツ活動の受け皿づくり、スポーツ庁が推進する中学校部活動の地域移行への対応及び対応の課題となる指導者の育成及び確保に関する事項を追加してございます。続きまして、9ページをお開きください、計画の目標であります町民のスポーツ活動の実践に向けた、町、町民、関係団体等の各主体に期待される役割について、文章による表記から図による表記に変更をしてございます。続いて、10ページをご覧ください。計画の成果指標及び目標値を町の第6次総合計画の内容に変更をしてございます。また、最後の計画末に資料編として国及び北海道のスポーツ計画と町内の体育施設一覧を掲載してございます。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第6号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号新十津川町生涯スポーツ推進計画の変更については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎鎌田事務局長

議案書73ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。スポーツ基本法第32条第1項の規程に基づき、スポーツ推進委員を委嘱することにつき議決を求めるものでございます。1委嘱しようとする者、2任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。以上、議案第7号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第7号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第7号新十津川町スポーツ推進委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎鎌田事務局長

ありません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、令和5年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時55分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員